

倒産に関するロシアの法制度 —倒産企業の代表者や親会社の責任—

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
松嶋 希会

1. はじめに

ロシアは、5月中旬、新型コロナウイルス感染拡大防止のために制限していた経済活動を再開することを宣言した。経済活動を再開するといっても、倒産の増加は必至だろう。しかし、増加の時期や速度は予測がしづらい状況にある。

2020年4月の法人破産手続開始件数は112件で、2019年4月の1,191件と比較すると、10分の1の件数であった¹⁾。要因としては、第1に、3月後半から全国的に緊急事態体制に入り、裁判所が緊急性の高い案件以外の審理を停止していたことがある(倒産事件については法人倒産より個人倒産が優先的に審理されていたのではないかとの指摘がある)。第2の要因としては、4月初めから一部の企業に対して倒産の申立てを禁ずる措置が導入されたことが考えられる。倒産モラトリアムと称されるが、新型コロナウイルス感染拡大により最も悪影響を受けると認定された業種(輸送関係、旅行関係、小売業など)の企業や、国の基幹企業(1,000社以上)などが倒産しないように、その債権者に対し倒産申立や強制的な債権回収を禁じたのである。現時点では、倒産モラトリアムは10月6日まで続くことになっている。倒産モラトリアム期間中、企業が自社の倒産を申し立てることは制限されていないが、もともと、ロシアの

倒産事件の9割が債権者により申し立てられており、強制回収をされる心配もなく申立義務も発生しないのに、自ら倒産を申し立てる企業は多くはないだろう。倒産モラトリアムが終了する10月までに、モラトリアム対象企業の業績が回復するとの保証はなく、10月以降に、倒産が増えることもありうる。一方で、秋に新型コロナウイルス感染の第2波が到来するとの指摘もあり、倒産モラトリアムの期間が延長される可能性もある。

取引先の倒産リスクは、取引を続ける限り常につきまとう。したがって、今後の倒産増加に対しても、常日頃行っている債権管理が有効である。しかし、取引先につき倒産事件が開始すると、取引先は法的な管理下におかれるので、債権者として独自に債権回収率を高める手段に出ることは難しい。この点、近時、倒産企業の代表者や大株主に会社債務の支払責任を追及して債権を回収する傾向が強まっている。新型コロナウイルスを発端とする未曾有の経済悪化では、倒産事件の傾向がどのように変わるのか不明だが、債権回収率を向上させる一手段として、代表者などの責任を紹介したい。

ロシアの倒産制度の詳細については、ロシアNIS調査月報2015年9-10月号「倒産に関するロシアの法制度 - 債権の取扱い・債権者の地位を中心に」を参考にさせていただきたい。以下、

本稿において引用される条文は、特に法律が明記されていないならば、ロシア倒産法²⁾の条文である。

2. 代表者や大株主などへの責任追及の背景

(1) 倒産事件における弁済率

ロシアの倒産事件の大半が、破産で終わる。再建が成功する件数は年間で2桁に届か届かないかであろう。2019年の結果では、法人倒産事件のうち、37%の案件で倒産企業に全く資産がなく、68%の案件で債権者が全く弁済を受けずに手続が終了している。そのため、平均弁済率は、無担保の一般債権（取引債権など）で2.4%である。

倒産企業の資産に担保権を設定していた場合でも債権の回収率は30.7%と高くはない。倒産企業の資産は、担保物件も含めて、競売で売却されるが、9割の事案で1回目・2回目の競売では売却されず、3回目・4回目の競売で3割から4割の価格で売却される。したがって、倒産企業に資産があったとしても、担保を設定していたとしても、債権の弁済率は低いのである。事業の資産価値があるうちに倒産事件を開始し、倒産企業を再建させることで債権の弁済率を上げる法改正も主張されているが、そのためには、ロシアの倒産制度を抜本的に変革する必要があり、改正議論は進んでいない。

また、偽装倒産が多いことも債権の弁済率の低さに繋がっている。偽装倒産では、関連会社に架空の債権を立てさせて倒産し、関連会社の息のかかった倒産管財人を任命して倒産事件をコントロールし、債務を逃れるのである。そこで、倒産企業ではなく、その背後で倒産企業を操っている者に支払いを請求する制度が発展してきた。

(2) 2017年の改正

倒産企業の債務の弁済を親会社に請求できるとする条項は、ソ連崩壊後に初めて採択された民法³⁾にすでに含まれていた（民法旧56条3項）。発起人・出資者が、その作為により法人（子会社）を倒産に至らしめた場合、法人（子会社）の資産により弁済されない法人（子会社）の債務を弁済する責任を負うものであった。しかし、倒産管財人は、発起人・出資者の「倒産に至らしめる故意」を立証しなくてはならず、立証が難しいため、実務上、発起人・出資者に責任が追及されることはなかった。2009年の倒産法改正により、責任を負う可能性のある者が明確になり、責任事由も拡大したが、責任を追及する側の立証負担は変わらず、責任追及件数は伸びなかった。

実際に代表者などに対する責任追及が増えたのは、表1にある通り、2017年7月30日施行の法改正後である（2017年7月29日付連邦法第266-Φ3号）。最高裁判所は、すぐに新しい制度につき解説を出し、実務指針を示した（2017年12月21日付最高裁判所総会決議第53号「倒産における支配者の責任追及に関する諸問題について」、以下「2017年総会決議」という）。一事案で複数名が連帯して責任を負わされることもあり、2019年に責任が認定された個人・法人は2,242名、責任総額は4,405億ルーブル（約6757億円）である。

責任追及の申立数・認定数が増えたのは、まず、2017年改正で様々な推定規定が置かれ、責任を追及する者ではなく、責任を追及されている者が立証の負担を負う事項が多くなったことによる。また、代表者などに責任を追及することにつき、倒産管財人にインセンティブが与えられた。倒産事件遂行の報酬とは別に、代表者らの責任が認められた場合、認定額の最大3割が追加報酬として倒産管財人に払われるようになった（20.6条3.1項）。さらに、倒産事件

表1 責任追及件数の推移

	2016年	2017年	2018年	2019年
申立件数	2,699	3,652	5,107	6,103
責任認定件数	429	792	1,631	1,718
責任認定割合	16%	22%	32%	28%

出所：Федресурсが発表した2019年度の統計。金融機関の倒産事件は含まれない。

が終わった後や、倒産企業に倒産手続費用を賄う資産すらないために倒産事件が打ち切られた場合にも、代表者らに責任を追及できるようになった。

3. 代表者や大株主などの責任の概要

(1) 責任の内容

追及できる責任は、2類型あるといえる。第1類型は、会社の支配者の作為・不作為が原因で、会社の債務の全額弁済が不可能な場合、当該支配者は、会社の残債務を弁済する補充責任を負うというものである（61.11条）。支配者には、代表者や大株主・大口出資者が該当しうる（詳細は後述）。補充責任は、主債務者が債務の弁済を拒絶した場合や全額を弁済できない場合に代わりに弁済する義務である（民法399条）。代表者などが、会社に与えた損害を賠償する責任とは、また別の責任である。補充責任の対象となる会社の債務は、債権登録簿に含まれている債権、債権登録簿閉鎖後に届け出られた債権、未払いの共益債権である⁴⁾。共益債権以外の債権を有す債権者は、自身の債権を裁判所に届けて認めてもらわないと、倒産事件における債権者の地位を得ない。

第2類型は、会社の倒産を申し立てる義務が発生したにもかかわらず、申立義務者が適時申し立てなかった場合、申立義務者は、申立期限から倒産事件の開始までに発生した会社の債務を弁済する補充責任を負うというものである（61.12条）。この際、申立義務が発生してい

た時点で、発生を知っていた、または、知るべきであった者が、任意の判断で取引に入り、会社に対し債権を取得した場合、当該債権は補充責任の対象から外される（61.12条3項、2017年総会決議14項）。申立義務は、第一に代表者・清算人が負う。ただし、倒産モラトリアムの期間中は、申立義務は発生しないとされている。

(2) 責任追及の手続

倒産事件が継続している間は、債権者や倒産管財人は、どのタイミングでも補充責任の追及を申し立てることができ、倒産事件を審理している裁判所が倒産事件の中で審理する。審理の結果、責任事由が存在すると認められた場合、倒産管財人は、倒産事件専門サイトを通して、債権者に補充責任請求権の処分方法の選択を連絡する（61.17条1項）。各債権者は、①倒産企業が、倒産手続の中で補充責任を負う者に請求し徴収するか、②倒産企業が、補充責任請求権を売却して換価するか、③倒産企業から、債権額で按分した補充責任請求権の一部を譲渡してもらい、債権者自身が強制執行して徴収するかを選択する。選択を回答しなかった債権者は、②を選択したものとみなされる。破産手続での配当終了後、補充責任の額が確定する。

破産手続が終了した後や倒産事件が打ち切られた後では、債権者が、倒産事件を審理していた裁判所に訴えを提起することで責任追及を申し立てる（61.19条）。当該訴えは、訴訟に参加できる全債権者のために提起されたとみなされ、訴訟参加の提案は倒産事件専門サイト

に掲載される（2017年総会決議53項）。判決やその執行文書には、各債権者のために徴収されるべき額と債権順位が記載される。

申立の期限は、申立権者が、責任事由があると知った時、または、知るべきであった時から3年内、ただし、倒産認定日（破産手続開始）、倒産事件の打切り日から3年内、責任事由となる作為・不作為から10年内である。

4. 支配者の範囲

補充責任を負う支配者は、表2「支配者の定義」欄に該当すると認定された者である。倒産企業の決定に影響力があるかないかが基準となり、特定の地位や役職にあるからといって自動的に支配者と認定されるわけではない。しかし、一方で、表2「支配者と推定される者」欄に該当する者は、支配者と推定される。責任を追及する者は、代表者などの地位にあることを証明すれば足り、責任を追及されている者が、支配者の定義には該当しないことを証明しなければならない。「代表者の違法な行為や不適切な行為により利益を得た者」とは、代表者が、倒産企業やその債権者の利益を害して第三者と取引した場合の第三者である（契約条件が倒産企業にとって非常に不利である、第三者が空会社であるなど）。当該第三者は支配者と推定

されるので、取引が通常取引であったことを証明することで、支配者に該当しないことを主張する。

支配者の定義における「倒産の兆候」とは、債務超過により債務を全額弁済することができなくなったことを意味する（2017年総会決議4項）。

裁判所は、支配者の定義を満たすと判断すれば、「支配者と推定される者」以外の者も支配者と認定できる。有限責任会社について50%の持分を保有する者も支配者とみなされている例がある。監督役員会の構成員、主任経理（チーフ・アカウンタント）や財務部長（ファイナンシャル・オフィサー）も、企業の行為を決定する可能性がありえるとされている。一方、株主・出資者でも、株式・持分が10%未満で、株式・持分の保有に対して通常の利益を享受するのみであれば、支配者には該当しない（61.10条6項）。名義上の代表者や出資者については、名義上に過ぎないとして責任を逃れることはできない。ただし、倒産企業の決定に影響力を有さず、実質的な支配者の情報を提供したり、実質的な支配者が隠匿した倒産企業の資産や実質的支配者自身の資産を明らかにする情報を提供した場合には、裁判所の裁量によるが、責任額を減額されたり、免責されうる（61.11条9項、2017年総会決議6項）。

表2 支配者の範囲

支配者の定義(61.10条1項)	支配者と推定される者(61.10条4項)
倒産の兆候が発生する前3年間の間、または、倒産の兆候が発生してから倒産申立てが受理されるまでの間、倒産企業にとって義務的な指示を与える権利、または、その他の方法で倒産企業の行為（取引の履行、取引の条件の決定に関する行為を含む）を決定する可能性を有する者（自然人・法人）。	代表者（合議体執行機関の構成員）
	清算中であれば、清算人（清算委員会の構成員）
	株式会社であれば、50%以上の議決権を有する株主
	有限責任会社であれば、過半数の持分を有する出資者
	代表者を任命（選任）する権限を有する者
	代表者の違法な行為や不適切な行為により利益を得た者

5. 支配者の作為・不作為との因果関係

支配者であるからといって、自動的に補充責任を負うわけではない。支配者の作為・不作為と債務の全額弁済が不可能なこととの間に因果関係が必要である。因果関係についても、表3のとおり推定が働く。因果関係が推定されるといっても、責任を追及する者にとって、例えば、支配者のために倒産企業が取引をして、その結果、債権者の権利を害したことを証明すること（表3の1）は容易ではない。そのため、書類不備（表3の2または4）を事由に責任が追及されることが多い。

責任を追及されている者は、因果関係がないことを証明するために、倒産が純粹に外部的要因（市場の悪化や財政危機など）に起因するこ

とを主張できる。また、表3の2および4の場合には、倒産手続の遂行に著しい支障が生じていないこと、または、要請される配慮と注意力をもって、書類の作成・保管に必要な措置を施したことを証明することで、推定を覆すことができる（2017年総会決議24項）。表3の5の場合には、倒産手続の遂行に著しい支障が生じていないことを証明すれば、因果関係がないとされる（2017年総会決議25項）。

因果関係があったとしても、支配者が、債権者の財産権を害さずに、倒産企業や出資者の利益のために、民事取引の一般条件に従い、誠実にかつ合理的に行動していた場合で、支配者の行為が、債権者利益に対するさらなる損害を防ぐために行われたことが証明された場合、免責される（61.11条10項、2017年総会決議18項）。

表3 支配者の作為・不作為との因果関係

因果関係が推定される場合(61.11条2項)		補充責任を負う者
1	支配者によりもしくは支配者のために倒産企業の取引が行われた結果、または、支配者が倒産企業の取引を承認した結果(支配者の指示によりかかる取引が行われた結果)、債権者の財産権に著しい損害が与えられた場合	支配者全般
2	法律上、作成・保管が義務付けられている会計経理書類が、監視手続開始決定時または倒産認定決定時まで存在しない結果、当該書類に法定事項が記載されていない結果、または、当該書類の記載情報が歪曲されている結果、倒産財団を形成し換価するなどの倒産手続の遂行が著しく困難となる場合	書類整備の責任者(一般的には代表者) 書類作成・保管義務者(一般的には主任経理)
3	違法行為に対して課せられた租税債権の額が、債権登録簿に含まれる一般債権(第三順位債権)の総額の50%を超える場合	違法行為が行われていた当時の代表者や支配者
4	株式会社法など会社法上、保管が義務付けられている書類が、監視手続開始決定時または倒産認定決定時まで存在しない場合、または、当該書類の記載情報が歪曲されている場合	書類整備の責任者(一般的には代表者) 書類作成・保管義務者(一般的には主任経理)
5	倒産事件開始日において、統一国家法人登記簿または法人などの活動情報に関する統一連邦登録簿に、法律上、掲載が義務付けられている事項が掲載されていない場合	代表者 掲載義務者

表4 倒産申立義務違反

補充責任を負う者	申立などの義務違反(9条)
代表者	以下のいずれかの倒産申立事由が発生してから直ちに、遅くとも1か月以内に倒産を申し立てなければならないが、申し立てなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の債権者に弁済した場合、他の債権者に弁済できなくなる。 ・会社として清算の決議、倒産申立の決議がされた。 ・会社資産に対し強制執行が申し立てられ、事業活動が著しく困難となった、または、不可能になった。 ・資金不足により債務を弁済することができない兆候、または、債務超過の兆候がある。 ・資産がないために未払期間が3か月を超えた労働債権がある。 ・その他
清算人	清算会社に、資金不足により債務を弁済することができない兆候、または、債務超過の兆候がある場合、かかる状況が判明してから10日以内に倒産を申し立てなければならないが、申し立てなかった。
支配者	以下の要件を満たす支配者が、倒産申立を決議するための会社機関を招集する適切な行動をとらなかった、または、かかる決議をする適切な行動をとらなかった(9条3.1項、2017年総会決議13項)。 <ul style="list-style-type: none"> ・代表者・清算人において申立義務が発生した状況に会社があること、および、代表者・清算人が義務を履行していないことを知らないということがありえなかった。 ・清算を決議する会社機関を招集する権限を有していた、または、独自に清算を決定する権限を有していた。

6. 倒産事件申立義務違反の責任

表4にあるとおり、第2類型の補充責任では、債権が弁済されなかったことと申立義務・招集義務・決議義務に違反したこととの間に因果関係があると推定される。

代表者は、倒産申立事由(倒産申立が決議されたことを除く)の発生自体は、倒産企業が債務超過により債務を全額弁済できないことを示すものではなく、倒産企業は一時的には財政困難であったものの、代表者は、経済的に根拠ある計画を実施し、合理的な期間内に、誠実に財政困難を解決し、解決のために必要な力を注いだことを証明すれば、同様の状況にある一般的な代表者の観点からして当該計画の実施が合理的である間は、補充責任を免れる(2017年総会決議9項)。

【注】

- 1) <https://www.kommersant.ru/doc/4337159> [01.06.2020]。
- 2) 2002年10月26日付連邦法第127-Φ3号「支払不能(倒産)について」
- 3) 1994年11月30日付連邦法第51-Φ3号ロシア連邦民法典(第1部)。
- 4) 倒産事件開始前に発生した債権は、倒産を審理している裁判所に届け出て認められると、債権登録簿に含まれ倒産事件での債権者として扱われる。破産手続開始から2か月すると債権登録簿は閉鎖されるが、債権登録簿の債権に劣後する債権として届け出て認めてもらうことはできる。倒産事件開始後に発生した債権(共益債権)は、倒産手続で適宜弁済される。債権の種類や債権者の地位の詳細は、ロシアNIS調査月報2015年9-10月号を参照のこと。

松嶋希会(まつしま きえ): 2001年東京弁護士会登録。2006~2007年、ウズベキスタンにおいて日本ODA法整備支援事業に従事。2010年から2017年4月までPwC Russiaにおいてモスクワを拠点にロシアやウズベキスタン、カザフスタン等のCIS諸国の日系ビジネスを支援。アンダーソン・毛利・友常法律事務所所属。